

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

福井県知事

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第22第1項の規定に基づき、都市および地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

北川水系一級河川河内川の河川区域内で別図に示す区域

(2) 指定年月日

令和4年5月11日

2 都市・地域再生等占有方針

(1) 占有の許可を受けることができる施設

- ・広場、イベント施設、船着場、船舶係留施設およびこれと一体をなす準則第22第3項第6号に掲げる施設
- ・その他都市および地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす準則第22第3項第6号に掲げる施設を含む。）

(2) 許可方針

- ・河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- ・他の者の河川利用を著しく妨げることをないようにすること。
- ・占有の許可を受けることができる施設およびその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。また、占有の許可期間中に周辺住民および河川利用者等から占有の許可に関する苦情があった場合については、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること。
- ・施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- ・施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理および良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- ・施設利用料の徴収および活用状況を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

3 都市・地域再生等占有主体

若狭町（準則第22第4項第1号）